

## 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。しかしながら、義務教育費国庫負担金の国負担の割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税の削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきています。また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と、文科省による「勤務実態調査」で改めて明らかになった極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっています。さらに、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、家庭の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

一方、学校現場では、いじめ・不登校などへの対応、きめ細かな学習指導の展開、生徒指導の充実、障害のある児童・生徒への支援、学校内外の安全対策、保護者・地域住民との連携などの推進が必要となっており、教職員定数増を中心とした教育予算の一層の拡充が求められています。しかし、OECD調査では、日本の教育予算は、GDP費に占める教育費の割合や教職員数などで、OECD諸国の中でも低い水準にあると指摘されています。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるために、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。2009年度の予算措置では、1,000人の教職員定数の改善にとどまりました。また、本年4月より、小・中学校の新学習指導要領の移行措置が始まりました。授業時間数に加え、指導内容が質量ともに増えての先行実施となっています。学校現場で新学習指導要領を円滑に実施するためには、教職員定数の改善や教材費の確保など教育予算の拡充が不可欠です。よって、政府においては、以下の事項を実施するよう要望します。

### 記

1. 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
2. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
3. きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 6月29日

山梨県甲斐市議会

提出先 文部科学大臣、財務大臣、総務大臣